

## 平成 31 年度教職大学院派遣研修募集要項

29 教セ開第 309 号  
平成 30 年 1 月 17 日  
東京都教職員研修センター

### 1 応募資格

教職大学院派遣研修実施要綱の目的を理解し、教育研究に熱意をもち、教職大学院での教職修士（専門職）の学位取得を目指すとともに、健康で研修に専念でき、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 東京都公立学校の主幹教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭、教諭及び養護教諭（以下「教諭等」という。）である者
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日現在、年齢が 43 歳未満の者で、教職経験を 7 年以上とし、そのうち東京都公立学校での教職経験を 3 年以上有する者。
- (3) 勤務状況等が優良な者
- (4) 所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦が得られる者
- (5) 教職大学院の課程修学にふさわしい教育実践、研究実績を有するとともに、学校や地域及び東京都の教育課題解決に向けた実践的・実証的な研究ができる者
- (6) 各教職大学院の出願資格に該当する者
- (7) 派遣研修修了後、東京都において教育管理職や指導主事等になることを希望し、東京都の教育の充実に資する意思のある者。  
または、派遣研修修了後、各地域や学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元に努め、東京都の教育の充実に資する意思のある者。  
ただし、平成 30 年度に実施される教育管理職選考との併願は認めない。
- (8) 派遣研修修了後も、引き続き東京都公立学校教員として相当期間勤務する者
- (9) 東京都教員研究生、国立特別支援教育総合研究所長期研修生、産業教育において指導的立場にある教員の派遣研修生、教職大学院、新教育大学大学院及び大学院設置基準第 14 条を適用している大学院への派遣生のいずれの経験も有しない者
- (10) 平成 30 年 4 月現在において、教育管理職候補者でない者

### 2 派遣期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間

### 3 修学年限

修学年限は、1 年間とする。年限を超えての修学は認めない。

### 4 派遣予定数

派遣者 30 名程度

### 5 派遣先及び対象

派遣先は、東京都教育委員会と協定を結び、教職大学院設置の認可を受けた以下の大学とする。（以下の大学院から 1 校希望する）

- (1) 創価大学教職大学院教職研究科教職専攻  
（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）
- (2) 玉川大学教職大学院教育学研究科教職専攻  
（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校）
- (3) 帝京大学教職大学院教職研究科教職実践専攻  
（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

- (4) 東京学芸大学教職大学院教育学研究科教育実践創成専攻  
(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)
- (5) 早稲田大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻  
(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

## 6 研修内容

派遣先の教職大学院の定めたカリキュラム等に基づき研修を行う。

## 7 派遣研修の応募及び受験同意

- (1) 派遣研修に応募する教諭等は所属校の校長に派遣研修応募用紙（様式 3）を作成し提出する。  
また、応募する際には、様式 3 に平成 31 年度以降の教育管理職選考受験意思の有無を明記する。
- (2) 都立学校長は、上記 1 の各項目について確認した上で、派遣候補適任者推薦書・都立学校用（様式 2 - 1）を作成し、東京都教育委員会に、様式 2 - 1 及び様式 3 を提出する。
- (3) 区市町村立学校長は、所管の区市町村教育委員会に、様式 2 - 2 及び様式 3 を提出する。所管の教育委員会は、派遣候補適任者推薦書・教育委員会用（様式 1）を作成し、様式 2 - 2 及び様式 3 を東京都教育委員会に提出する。  
なお、所見の記入に当たっては、平成 28 年度及び 29 年度業績評価の総合評価を踏まえること。
- (4) 東京都教育委員会は、所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦を受けた教諭等に対して、書類選考、論文選考及び面接選考を実施し、本事業の目的に照らし、受験同意の可否を決定する。
- (5) 受験同意については、応募人数及び成績により第一希望の教職大学院にならない場合がある。

## 8 給与及び諸手当の支給・経費等

派遣期間中の給料及び諸手当の支給・経費等については、原則として、次のとおりとする。

- (1) 支給するもの  
給料（派遣期間中の教職調整額については、給料月額 100 分の 2 とする。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当
- (2) 支給しないもの  
給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当
- (3) 派遣期間中の経費負担  
派遣期間中の学費については、原則として本人負担とする。ただし、選考結果等に  
応じて一定数の派遣者に対して、学費の一部を東京都が負担する。
- (4) 経費の償還義務  
学費の一部を東京都が負担した教諭等の償還義務については、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例に基づく。

## 9 教職大学院の受験

- (1) 東京都教育委員会が受験を同意した教諭等は、当該教職大学院を受験する。
- (2) 教職大学院への出願、入学試験等に要する時間は、年次休暇とする。

10 派遣の決定・取り消し

- (1) 東京都教育委員会が受験を同意した教諭等が教職大学院を受験し、受験の結果、合格した者について、教職大学院への入学が内定した時点で、東京都教育委員会が派遣を決定する。
- (2) 東京都教育委員会は、派遣が決定した教諭等について派遣が困難な状況が生じた場合、派遣の決定を取り消す。

11 その他

選考方法については別に定める。